

二百万円以下の金額	百分の十
二百万円を超え三百万円以下の金額	百分の十五
三百万円を超え四百万円以下の金額	百分の二十
四百万円を超え六百万円以下の金額	百分の三十
六百万円を超え千万円以下の金額	百分の四十
千万円を超え千五百万円以下の金額	百分の四十五
千五百万円を超え三千万円以下の金額	百分の五十
三千万円を超える金額	百分の五十五

(在外財産に対する贈与税額の控除)

第二十一条の八 贈与によりこの法律の施行地外にある財産を取得した場合において、当該財産についてその地の法令により贈与税に相当する税が課せられたときは、当該財産を取得した者については、前条又は第二十一条の十三の規定により計算した金額からその課せられた税額に相当する金額を控除した残額をもつて、その納付すべき贈与税額とする。ただし、その控除すべき金額が、その者についてこれらの規定により計算した金額に当該財産の価額が当該財産を取得した日の属する年分の贈与税の課税価格に算入された財産の価額のうちに占める割合を乗じて計算した金額を超える場合においては、その超える部分の金額については、当該控除をしない。

(相続時精算課税の選択)

第二十一条の九 贈与により財産を取得した者がその贈与をした者の推定相続人（その贈与をした者の直系卑属である者のうちその年一月一日において二十歳以上であるものに限る。）であり、かつ、その贈与をした者が同日において六十歳以上の上の者である場合には、その贈与により財産を取得した者は、その贈与に係る財産について、この節の規定の適用を受けることができる。

2・3 省略

4 その年一月一日において二十歳以上の者が同日において六十歳以上の者からの贈与により財産を取得した場合にその年の中途においてその者の養子となつたことその他の事由によりその者の推定相続人となつたとき（配偶者となつたときを除く。）には、推定相続人となつた時前にその者からの贈与により取得した財産

二百万円以下の金額	百分の十
二百万円を超え三百万円以下の金額	百分の十五
三百万円を超え四百万円以下の金額	百分の二十
四百万円を超え六百万円以下の金額	百分の三十
六百万円を超え千万円以下の金額	百分の四十
千万円を超える金額	百分の五十

(在外財産に対する贈与税額の控除)

第二十一条の八 贈与によりこの法律の施行地外にある財産を取得した場合において、当該財産についてその地の法令により贈与税に相当する税が課せられたときは、当該財産を取得した者については、前条の規定により計算した金額からその課せられた税額に相当する金額を控除した金額をもつて、その納付すべき贈与税額とする。ただし、その控除すべき金額が、その者について同条の規定により計算した金額に当該財産の価額が当該財産を取得した日の属する年分の贈与税の課税価格に算入された財産の価額のうちに占める割合を乗じて計算した金額を超える場合においては、その超える部分の金額については、当該控除をしない。

(相続時精算課税の選択)

第二十一条の九 贈与により財産を取得した者がその贈与をした者の推定相続人（その贈与をした者の直系卑属である者のうちその年一月一日において二十歳以上であるものに限る。）であり、かつ、その贈与をした者が同日において六十五歳以上の者である場合には、その贈与により財産を取得した者は、その贈与に係る財産について、この節の規定の適用を受けることができる。

2・3 同上

4 その年一月一日において二十歳以上の者が同日において六十五歳以上の者からの贈与により財産を取得した場合にその年の中途においてその者の養子となつたことその他の事由によりその者の推定相続人となつたとき（配偶者となつたときを除く。）には、推定相続人となつた時前にその者からの贈与により取得した財

については、第一項の規定の適用はないものとする。

5・6 省略

(相続時精算課税に係る相続税の納付義務の承継等)

第二十一条の十七 省略

2 省略

3 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五条第二項及び第三項(相続による国税の納付義務の承継)の規定は、この条の規定により相続時精算課税適用者の相続人が有することとなる第一項の納税に係る権利又は義務について、準用する。

4 省略

第二十一条の十八 贈与により財産を取得した者(以下この条において「被相続人」という。)が第二十一条の九第一項の規定の適用を受けることができる場合に、当該被相続人が同条第二項の規定による同項の届出書の提出期限前に当該届出書を提出しないで死亡したときは、当該被相続人の相続人(当該贈与をした者を除く。以下この条において同じ。)は、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から十月以内(相続人が国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第一百七十二条第二項(納税管理人)の規定による納税管理人の届出をしないで当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで)に、政令で定めるところにより、当該届出書を当該被相続人の納税地の所轄税務署長に共同して提出することができる。

2・3 省略

(相続税の申告書)

第二十七条 相続又は遺贈(当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。以下この条において同じ。)により財産を取得した者及び当該被相続人に係る相続時精算課税適用者は、当該被相続人からこれらの事由により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格(第十九条又は第二十一条の十四から第二十一条の十八までの規定の適用がある場合には、これらの規定により相続税の課税価格とみなされた金額)の合計額がその遺産に係る基礎控除額を超える場合において、そ

産については、第一項の規定の適用はないものとする。

5・6 同上

(相続時精算課税に係る相続税の納付義務の承継等)

第二十一条の十七 同上

2 同上

3 国税通則法第五条第二項及び第三項(相続による国税の納付義務の承継)の規定は、この条の規定により相続時精算課税適用者の相続人が有することとなる第一項の納税に係る権利又は義務について、準用する。

4 同上

第二十一条の十八 贈与により財産を取得した者(以下この条において「被相続人」という。)が第二十一条の九第一項の規定の適用を受けることができる場合に、当該被相続人が同条第二項の規定による同項の届出書の提出期限前に当該届出書を提出しないで死亡したときは、当該被相続人の相続人(当該贈与をした者を除く。以下この条において同じ。)は、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から十月以内(相続人が国税通則法第一百七十二条第二項(納税管理人)の規定による納税管理人の届出をしないで当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで)に、政令で定めるところにより、当該届出書を当該被相続人の納税地の所轄税務署長に共同して提出することができる。

2・3 同上

(相続税の申告書)

第二十七条 相続又は遺贈(当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。以下この条において同じ。)により財産を取得した者及び当該被相続人に係る相続時精算課税適用者は、当該被相続人からこれらの事由により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格(第十九条又は第二十一条の十四から第二十一条の十八までの規定の適用がある場合には、これらの規定により相続税の課税価格とみなされた金額)の合計額がその遺産に係る基礎控除額を超える場合において、そ

の者に係る相続税の課税価格（第十九条又は第二十一条の十四から第二十一条の十八までの規定の適用がある場合には、これらの規定により相続税の課税価格とみなされた金額）に係る第十五条から第十九条まで、第十九条の三から第二十条の二まで及び第二十一条の十四から第二十一条の十八までの規定による相続税額があるときは、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から十月以内（その者が国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十七條第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしないで当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に課税価格、相続税額その他財務省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申告書を提出すべき者が当該申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合には、その者の相続人（包括受遺者を含む。第五項において同じ。）は、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から十月以内（その者が国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十七條第二項の規定による納税管理人の届出をしないで当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に、政令で定めるところにより、その死亡した者に係る前項の申告書をその死亡した者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

316 省略

（贈与税の申告書）

第二十八条 贈与により財産を取得した者は、その年分の贈与税の課税価格に係る第二十一条の五、第二十一条の七及び第二十一条の八の規定による贈与税額があるとき又は当該財産が第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものであるときは、その年の翌年二月一日から三月十五日まで（同年一月一日から三月十五日までに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十七條第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしないでこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に、課税価格、贈与税額その他財務省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

214 省略

の者に係る相続税の課税価格（第十九条又は第二十一条の十四から第二十一条の十八までの規定の適用がある場合には、これらの規定により相続税の課税価格とみなされた金額）に係る第十五条から第十九条まで、第十九条の三から第二十条の二まで及び第二十一条の十四から第二十一条の十八までの規定による相続税額があるときは、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から十月以内（その者が国税通則法第七十七條第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしないで当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に課税価格、相続税額その他財務省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申告書を提出すべき者が当該申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合には、その者の相続人（包括受遺者を含む。第五項において同じ。）は、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から十月以内（その者が国税通則法第七十七條第二項の規定による納税管理人の届出をしないで当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に、政令で定めるところにより、その死亡した者に係る前項の申告書をその死亡した者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

316 同上

（贈与税の申告書）

第二十八条 贈与により財産を取得した者は、その年分の贈与税の課税価格に係る第二十一条の五、第二十一条の七及び第二十一条の八の規定による贈与税額があるとき又は当該財産が第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものであるときは、その年の翌年二月一日から三月十五日まで（同年一月一日から三月十五日までに国税通則法第七十七條第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしないでこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に、課税価格、贈与税額その他財務省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

214 同上

(相続財産法人に係る財産を与えられた者に係る相続税の申告書)

第二十九条 第四条に規定する事由が生じたため新たに第二十七条第一項に規定する申告書を提出すべき要件に該当することとなった者は、同項の規定にかかわらず、当該事由が生じたことを知った日の翌日から十月以内(その者が国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第百七十二条第二項(納税管理人)の規定による納税管理人の届出をしないで当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで)に課税価格、相続税額その他財務省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 省 略

(期限後申告の特則)

第三十条 第二十七条第一項の規定による申告書の提出期限後において第三十二条第一項第一号から第六号までに規定する事由が生じたため新たに第二十七条第一項に規定する申告書を提出すべき要件に該当することとなった者は、期限後申告書を提出することができる。

2 第二十八条第一項の規定による申告書の提出期限後において第三十二条第一項第一号から第六号までに規定する事由が生じたことにより相続又は遺贈による財産の取得をしないこととなったため新たに第二十八条第一項に規定する申告書を提出すべき要件に該当することとなった者は、期限後申告書を提出することができる。

(修正申告の特則)

第三十一条 第二十七条若しくは第二十九条の規定による申告書又はこれらの申告書に係る期限後申告書を提出した者(相続税について決定を受けた者を含む。)は、次条第一項第一号から第六号までに規定する事由が生じたため既に確定した相続税額に不足を生じた場合には、修正申告書を提出することができる。

2 前項に規定する者は、第四条に規定する事由が生じたため既に確定した相続税額に不足を生じた場合には、当該事由が生じたことを知った日の翌日から十月以内(その者が国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第百七十二条第二項(納税管理人)の規定による納税管理人の届出をしないで当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで)に修正申告書を納税地の所轄税務署長

(相続財産法人に係る財産を与えられた者に係る相続税の申告書)

第二十九条 第四条に規定する事由が生じたため新たに第二十七条第一項に規定する申告書を提出すべき要件に該当することとなった者は、同項の規定にかかわらず、当該事由が生じたことを知った日の翌日から十月以内(その者が国税通則法第百七十二条第二項(納税管理人)の規定による納税管理人の届出をしないで当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで)に課税価格、相続税額その他財務省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 同 上

(期限後申告の特則)

第三十条 第二十七条第一項の規定による申告書の提出期限後において第三十二条第一項第一号から第六号までに規定する事由が生じたため新たに同項に規定する申告書を提出すべき要件に該当することとなった者は、期限後申告書を提出することができる。

2 第二十八条第一項の規定による申告書の提出期限後において第三十二条第一号から第六号までに規定する事由が生じたことにより相続又は遺贈による財産の取得をしないこととなったため新たに同項に規定する申告書を提出すべき要件に該当することとなった者は、期限後申告書を提出することができる。

(修正申告の特則)

第三十一条 第二十七条若しくは第二十九条の規定による申告書又はこれらの申告書に係る期限後申告書を提出した者(相続税について決定を受けた者を含む。)は、次条第一号から第六号までに規定する事由が生じたため既に確定した相続税額に不足を生じた場合には、修正申告書を提出することができる。

2 前項に規定する者は、第四条に規定する事由が生じたため既に確定した相続税額に不足を生じた場合には、当該事由が生じたことを知った日の翌日から十月以内(その者が国税通則法第百七十二条第二項(納税管理人)の規定による納税管理人の届出をしないで当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで)に修正申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

に提出しなければならない。

3 省 略

4 第二十八条の規定による申告書又は当該申告書に係る期限後申告書を提出した者（贈与税について決定を受けた者を含む。）は、次条第一項第一号から第六号までに規定する事由が生じたことにより相続又は遺贈による財産の取得をしないこととなつたため既に確定した贈与税額に不足を生じた場合には、修正申告書を提出することができる。

（更正の請求の特則）

第三十二条 相続税又は贈与税について申告書を提出した者又は決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する事由により当該申告又は決定に係る課税価格及び相続税額又は贈与税額（当該申告書を提出した後又は当該決定を受けた後修正申告書の提出又は更正があつた場合には、当該修正申告又は更正に係る課税価格及び相続税額又は贈与税額）が過大となつたときは、当該各号に規定する事由が生じたことを知つた日の翌日から四月以内に限り、納税地の所轄税務署長に対し、その課税価格及び相続税額又は贈与税額につき更正の請求（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をいう。第三十三条の二において同じ。）をすることができる。

一 九 省 略

2 贈与税について申告書を提出した者に対する国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条の規定の適用については、同条第一項中「五年」とあるのは、「六年」とする。

（相続時精算課税に係る贈与税額の還付）

第三十三条の二 省 略

2 前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

一・二 省 略

3 同 上

4 第二十八条の規定による申告書又は当該申告書に係る期限後申告書を提出した者（贈与税について決定を受けた者を含む。）は、次条第一号から第六号までに規定する事由が生じたことにより相続又は遺贈による財産の取得をしないこととなつたため既に確定した贈与税額に不足を生じた場合には、修正申告書を提出することができる。

（更正の請求の特則）

第三十二条 相続税又は贈与税について申告書を提出した者又は決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する事由により当該申告又は決定に係る課税価格及び相続税額又は贈与税額（当該申告書を提出した後又は当該決定を受けた後修正申告書の提出又は更正があつた場合には、当該修正申告又は更正に係る課税価格及び相続税額又は贈与税額）が過大となつたときは、当該各号に規定する事由が生じたことを知つた日の翌日から四月以内に限り、納税地の所轄税務署長に対し、その課税価格及び相続税額又は贈与税額につき更正の請求（国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をいう。第三十三条の二において同じ。）をすることができる。

一 九 同 上

（相続時精算課税に係る贈与税額の還付）

第三十三条の二 同 上

2 前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

一・二 同 上

3・4 省略

5 相続時精算課税適用者が贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る相続税につき国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十五条（決定）の規定による決定があつた場合において、その決定に係る第一項に規定する控除しきれなかつた金額があるときは、税務署長は、当該相続時精算課税適用者に対し、当該金額に相当する税額を還付する。

6 相続時精算課税適用者が贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る相続税につき更正（当該相続税についての処分等）更正の請求に対する処分又は国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十五条の規定による決定をいう。）に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び次項において「更正等」という。）があつた場合において、その更正等により第一項に規定する控除しきれなかつた金額が増加したときは、税務署長は、当該相続時精算課税適用者に対し、その増加した部分の金額に相当する税額を還付する。

7 前二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十八条第一項の期間は、次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に定める日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

一 省略

二 前項の規定による還付金 同項の更正等があつた日の翌日以後一月を経過する日（当該更正等が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める日）

イ 省略

ロ 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十五条の規定による決定に係る更正（当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む、更正の請求に基づく更正及び相続税の課税価格の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。）当該決定があつた日

3・4 同上

5 相続時精算課税適用者が贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る相続税につき国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定があつた場合において、その決定に係る第一項に規定する控除しきれなかつた金額があるときは、税務署長は、当該相続時精算課税適用者に対し、当該金額に相当する税額を還付する。

6 相続時精算課税適用者が贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る相続税につき更正（当該相続税についての処分等）更正の請求に対する処分又は国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。）に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び次項において「更正等」という。）があつた場合において、その更正等により第一項に規定する控除しきれなかつた金額が増加したときは、税務署長は、当該相続時精算課税適用者に対し、その増加した部分の金額に相当する税額を還付する。

7 前二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に定める日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

一 同上

二 同上

イ 同上

ロ 国税通則法第二十五条の規定による決定に係る更正（当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む、更正の請求に基づく更正及び相続税の課税価格の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。）当該決定があつた日

8 省 略

(連帯納付の義務等)

第三十四条 省 略

24 省 略

5 税務署長は、納税義務者について第三十三条又は国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）の規定により納付すべき相統税額のうち延納又は物納の許可の申請に係る相統税額があるときは、第一項の規定により当該申請に係る相統税額について連帯納付の責めに任ずる者（当該納税義務者を除く。）に対し、当該相統税額に相当する相統税について同項の規定の適用がある旨を通知するものとする。

6 税務署長（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第四十三条第三項（国税の徴収の所轄庁）の規定により国税局長が徴収の引継ぎを受けた場合には、当該国税局長。以下この条において同じ。）は、納税義務者の相統税につき当該納税義務者に対し同法第三十七条（督促）の規定による督促をした場合において当該相統税が当該督促に係る督促状を發した日から一月を経過する日までに完納されないときは、同条の規定にかかわらず、第一項の規定により当該相統税について連帯納付の責めに任ずる者（当該納税義務者を除く。以下この条及び第五十一条の二において「連帯納付義務者」という。）に対し、当該相統税が完納されていない旨その他の財務省令で定める事項を通知するものとする。

7 省 略

8 税務署長は、前項の規定による通知を發した日の翌日から二月を経過する日までに当該通知に係る相統税が完納されない場合には、当該通知を受けた連帯納付義務者に対し、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十七条の規定による督促をしなければならない。

9 税務署長は、前三項の規定にかかわらず、連帯納付義務者に国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十八条第一項各号（繰上請求）のいずれかに該当する事実があり、かつ、相統税の徴収に支障があると認められる場合には、当該連帯納付義務者に対し、同法第三十七条の規定による督促をしなければならない。

(更正及び決定の特則)

8 同 上

(連帯納付の義務等)

第三十四条 同 上

24 同 上

5 税務署長は、納税義務者について第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）の規定により納付すべき相統税額のうち延納又は物納の許可の申請に係る相統税額があるときは、第一項の規定により当該申請に係る相統税額について連帯納付の責めに任ずる者（当該納税義務者を除く。）に対し、当該相統税額に相当する相統税について同項の規定の適用がある旨を通知するものとする。

6 税務署長（国税通則法第四十三条第三項（国税の徴収の所轄庁）の規定により国税局長が徴収の引継ぎを受けた場合には、当該国税局長。以下この条において同じ。）は、納税義務者の相統税につき当該納税義務者に対し同法第三十七条（督促）の規定による督促をした場合において当該相統税が当該督促に係る督促状を發した日から一月を経過する日までに完納されないときは、同条の規定にかかわらず、第一項の規定により当該相統税について連帯納付の責めに任ずる者（当該納税義務者を除く。以下この条及び第五十一条の二において「連帯納付義務者」という。）に対し、当該相統税が完納されていない旨その他の財務省令で定める事項を通知するものとする。

7 同 上

8 税務署長は、前項の規定による通知を發した日の翌日から二月を経過する日までに当該通知に係る相統税が完納されない場合には、当該通知を受けた連帯納付義務者に対し、国税通則法第三十七条の規定による督促をしなければならない。

9 税務署長は、前三項の規定にかかわらず、連帯納付義務者に国税通則法第三十八条第一項各号（繰上請求）のいずれかに該当する事実があり、かつ、相統税の徴収に支障があると認められる場合には、当該連帯納付義務者に対し、同法第三十七条の規定による督促をしなければならない。

(更正及び決定の特則)

第三十五条 省略

2 省略

3 税務署長は、第三十二条第一項第一号から第六号までの規定による更正の請求に基づき更正をした場合において、当該請求をした者の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した他の者（当該被相続人から第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産を贈与により取得した者を含む。以下この項において同じ。）につき次に掲げる事由があるときは、当該事由に基づき、その者に係る課税価格又は相続税額の更正又は決定をする。ただし、当該請求があつた日から一年を経過した日と国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十条の規定により更正又は決定をすることができないこととなる日とのいずれか遅い日以後においては、この限りでない。

一・二 省略

4 税務署長は、第二十一条の二第四項の規定の適用を受けていた者が、第三十二条第一項第一号から第六号までに規定する事由が生じたことにより相続又は遺贈による財産の取得をしないこととなつたため新たに第二十八条第一項に規定する申告書を提出すべき要件に該当することとなつた場合又は既に確定した贈与税額に不足を生じた場合には、その者に係る贈与税の課税価格又は贈与税額の更正又は決定をする。ただし、これらの事由が生じた日から一年を経過した日と次条の規定により更正又は決定をすることができないこととなる日とのいずれか遅い日以後においては、この限りでない。

（贈与税についての更正、決定等の期間制限の特則）

第三十六条 税務署長は、贈与税について、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十条（国税の更正、決定等の期間制限）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる更正若しくは決定（以下この項及び第三項において「更正決定」という。）又は賦課決定（同法第三十二条第五項（賦課決定）に規定する賦課決定をいう。以下この条において同じ。）を当該各号に定める期限又は日から六年を経過する日まで、することができ。この場合において、同法第七十一条第一項（国税の更正、決定等の期間制限の特則）の規定の適用については、同項中「が前条」とあるのは「が前条及び相続税法第三十六条第一項から第三項まで（贈与税についての更正、決定等の期間制限の特則）」と、「前条」とあるのは「前条及び同法第三十六条第一項から第三項まで」とする。

一 省略

第三十五条 同上

2 同上

3 税務署長は、第三十二条第一号から第六号までの規定による更正の請求に基づき更正をした場合において、当該請求をした者の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した他の者（当該被相続人から第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産を贈与により取得した者を含む。以下この項において同じ。）につき次に掲げる事由があるときは、当該事由に基づき、その者に係る課税価格又は相続税額の更正又は決定をする。ただし、当該請求があつた日から一年を経過した日と国税通則法第七十条の規定により更正又は決定をすることができないこととなる日とのいずれか遅い日以後においては、この限りでない。

一・二 同上

4 税務署長は、第二十一条の二第四項の規定の適用を受けていた者が、第三十二条第一号から第六号までに規定する事由が生じたことにより相続又は遺贈による財産の取得をしないこととなつたため新たに第二十八条第一項に規定する申告書を提出すべき要件に該当することとなつた場合又は既に確定した贈与税額に不足を生じた場合には、その者に係る贈与税の課税価格又は贈与税額の更正又は決定をする。ただし、これらの事由が生じた日から一年を経過した日と次条の規定により更正又は決定をすることができないこととなる日とのいずれか遅い日以後においては、この限りでない。

（贈与税についての更正、決定等の期間制限の特則）

第三十六条 税務署長は、贈与税について、国税通則法第七十条（国税の更正、決定等の期間制限）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる更正若しくは決定（以下この項及び次項において「更正決定」という。）又は賦課決定（同法第三十二条第五項（賦課決定）に規定する賦課決定をいう。以下この項及び次項において同じ。）を当該各号に定める期限又は日から六年を経過する日まで、することができ。この場合において、同法第七十一条第一項（国税の更正、決定等の期間制限の特則）の規定の適用については、同項中「が前条」とあるのは「が前条並びに相続税法第三十六条第一項及び第二項（贈与税についての更正、決定等の期間制限の特則）」と、「前条」とあるのは「前条並びに同法第三十六条第一項及び第二項」とする。

一 同上

二 前号に掲げる更正決定に伴い国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十九条第一項（修正申告）に規定する課税標準等又は税額等に異動を生ずべき贈与税に係る更正決定 その更正決定に係る贈与税の第二十八条第一項又は第二項の規定による申告書の提出期限

三 前二号に掲げる更正決定若しくは期限後申告書若しくは修正申告書の提出又はこれらの更正決定若しくは提出に伴い異動を生ずべき贈与税に係る更正決定若しくは期限後申告書若しくは修正申告書の提出に伴いこれらの贈与税に係る国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第六十九条（加算税の税目）に規定する加算税（次項及び第三項において「加算税」という。）についてする賦課決定 その納税義務の成立の日

2) 前項の規定により更正をすることができないこととなる日前六月以内にされた国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求に係る更正又は当該更正に伴い贈与税に係る加算税についてする賦課決定は、前項の規定にかかわらず、当該更正の請求があつた日から六月を経過する日まで、することができ。この場合においては、同法第七十二条第一項（国税の徴収権の消滅時効）の規定の適用については、同項中「第七十条第三項」とあるのは、「相統税法第三十六条第二項（贈与税）についての更正、決定等の期間制限の特則」とする。

3) 偽りその他不正の行為によりその全部又は一部の税額を免れ、若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた贈与税（その贈与税に係る加算税を含む。）についての更正決定若しくは賦課決定又は偽りその他不正の行為により国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二条第九号（定義）に規定する課税期間において生じた同条第六号ハに規定する純損失等の金額が過大にあるものとする同号に規定する納税申告書を提出していた場合における当該納税申告書に記載された当該純損失等の金額（当該金額に關し更正があつた場合には、当該更正後の金額）についての更正は、前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる更正決定又は賦課決定の区分に応じ、当該各号に定める期限又は日から七年を経過する日まで、することができ。

一 省 略

二 贈与税に係る加算税についてする賦課決定 その納税義務の成立の日

4) 第一項の場合において、贈与税に係る国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十二条第一項に規定する国税の徴収権の時効は、同法第七十三条第三項（時効の中断及び停止）の規定の適用がある場合を除き、

二 前号に掲げる更正決定に伴い国税通則法第十九条第一項（修正申告）に規定する課税標準等又は税額等に異動を生ずべき贈与税に係る更正決定 その更正決定に係る贈与税の第二十八条第一項又は第二項の規定による申告書の提出期限

三 前二号に掲げる更正決定若しくは期限後申告書若しくは修正申告書の提出又はこれらの更正決定若しくは提出に伴い異動を生ずべき贈与税に係る更正決定若しくは期限後申告書若しくは修正申告書の提出に伴いこれらの贈与税に係る国税通則法第六十九条（加算税の税目）に規定する加算税についてする賦課決定 その納税義務の成立の日

2) 偽りその他不正の行為によりその全部又は一部の税額を免れ、若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた贈与税（その贈与税に係る加算税を含む。）についての更正決定若しくは賦課決定又は偽りその他不正の行為により国税通則法第二条第九号（定義）に規定する課税期間において生じた同条第六号ハに規定する純損失等の金額が過大にあるものとする同号に規定する納税申告書を提出していた場合における当該申告書に記載された当該純損失等の金額（当該金額に關し更正があつた場合には、当該更正後の金額）についての更正は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる更正決定又は賦課決定の区分に応じ、当該各号に定める期限又は日から七年を経過する日まで、することができ。

一 同 上

二 贈与税に係る賦課決定 その納税義務の成立の日

3) 第一項の場合において、贈与税に係る国税通則法第七十二条第一項（国税の徴収権の消滅時効）に規定する国税の徴収権の時効は、同法第七十三条第三項（時効の中断及び停止）の規定の適用がある場合を除き、当該贈与税の申告書の提出

当該贈与税の申告書の提出期限から一年間は、進行しない。

- 5) 前項の場合においては、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十三条第三項ただし書の規定を準用する。この場合において、同項ただし書中「二年」とあるのは、「一年」と読み替えるものとする。

(延納の要件)

第三十八条 税務署長は、第三十三条又は国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）の規定により納付すべき相続税額が十万円を超え、かつ、納税義務者について納期限までに、又は納付すべき日に金銭で納付することを困難とする事由がある場合においては、納税義務者の申請により、その納付を困難とする金額として政令で定める額を限度として、五年以内（相続又は遺贈により取得した財産で当該相続税額の計算の基礎となつたものの価額の合計額（以下「課税相続財産の価額」という。）のうちに不動産、立木その他政令で定める財産の価額の合計額（以下「不動産等の価額」という。）が占める割合が十分の五以上であるときは、不動産等の価額に対応する相続税額として政令で定める部分の税額については十五年以内とし、その他の部分の相続税額については十年以内とする。）の年賦延納の許可をすることができる。この場合において、延納税額が五十万円（課税相続財産の価額のうちに不動産等の価額が占める割合が十分の五以上である場合には、百五十万円）未満であるときは、当該延納の許可をすることができる期間は、延納税額を十万円を除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを一とする。）に相当する年数を超えることができない。

2 省 略

- 3 税務署長は、第三十三条又は国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十五条第二項の規定により納付すべき贈与税額が十万円を超え、かつ、納税義務者について納期限までに、又は納付すべき日に金銭で納付することを困難とする事由がある場合においては、納税義務者の申請により、その納付を困難とする金額として政令で定める額を限度として、五年以内の年賦延納の許可をすることができる。

4 省 略

(延納申請に係る徴収猶予等)

第四十条 省 略

期限から一年間は、進行しない。

- 4) 前項の場合においては、国税通則法第七十三条第三項ただし書の規定を準用する。この場合において、同項ただし書中「二年」とあるのは、「一年」と読み替えるものとする。

(延納の要件)

第三十八条 税務署長は、第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）の規定により納付すべき相続税額が十万円を超え、かつ、納税義務者について納期限までに、又は納付すべき日に金銭で納付することを困難とする事由がある場合においては、納税義務者の申請により、その納付を困難とする金額として政令で定める額を限度として、五年以内（相続又は遺贈により取得した財産で当該相続税額の計算の基礎となつたものの価額の合計額（以下「課税相続財産の価額」という。）のうちに不動産、立木その他政令で定める財産の価額の合計額（以下「不動産等の価額」という。）が占める割合が十分の五以上であるときは、不動産等の価額に対応する相続税額として政令で定める部分の税額については十五年以内とし、その他の部分の相続税額については十年以内とする。）の年賦延納の許可をすることができる。この場合において、延納税額が五十万円（課税相続財産の価額のうちに不動産等の価額が占める割合が十分の五以上である場合には、百五十万円）未満であるときは、当該延納の許可をすることができる期間は、延納税額を十万円を除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを一とする。）に相当する年数を超えることができない。

2 同 上

- 3 税務署長は、第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき贈与税額が十万円を超え、かつ、納税義務者について納期限までに、又は納付すべき日に金銭で納付することを困難とする事由がある場合においては、納税義務者の申請により、その納付を困難とする金額として政令で定める額を限度として、五年以内の年賦延納の許可をすることができる。

4 同 上

(延納申請に係る徴収猶予等)

第四十条 同 上

2 税務署長は、延納の許可を受けた者が延納税額（当該税額に係る利子税又は延滞税に相当する額を含む。）の滞納その他延納の条件に違反したとき、その者が当該延納税額に係る担保につき国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十一条第一項（担保の変更等）の規定による命令に応じなかつたとき、当該延納税額に係る担保物につき国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第二条第十二号（定義）に規定する強制換価手続を開始されたとき又は当該延納の許可を受けた者が死亡し、その相続人が限定承認をしたときは、その許可を取り消すことができる。この場合においては、当該強制換価手続が開始されたとき及び限定承認をしたときを除き、あらかじめその者の弁明を聴かなければならない。

3 省 略

（物納の要件）

第四十一条 税務署長は、納税義務者について第三十三条又は国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）の規定により納付すべき相統税額を延納によつても金銭で納付することを困難とする事由がある場合においては、納税義務者の申請により、その納付を困難とする金額として政令で定める額を限度として、物納の許可をすることができ、この場合において、物納に充てる財産（以下「物納財産」という。）の性質、形状その他の特徴により当該政令で定める額を超える価額の物納財産を収納することについて、税務署長においてやむを得ない事情があると認めるときは、当該政令で定める額を超えて物納の許可をすることができる。

2 5 省 略

（物納の許可の取消し）

第四十八条 省 略

2・3 省 略

4 第二項の規定による物納の許可の取消しがあつた場合におけるこの法律、国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律その他の法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（延納又は物納に関する事務の引継ぎ）

第四十八条の三 国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法

2 税務署長は、延納の許可を受けた者が延納税額（当該税額に係る利子税又は延滞税に相当する額を含む。）の滞納その他延納の条件に違反したとき、その者が当該延納税額に係る担保につき国税通則法第五十一条第一項（担保の変更等）の規定による命令に応じなかつたとき、当該延納税額に係る担保物につき国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第二条第十二号（定義）に規定する強制換価手続を開始されたとき又は当該延納の許可を受けた者が死亡し、その相続人が限定承認をしたときは、その許可を取り消すことができる。この場合においては、当該強制換価手続が開始されたとき及び限定承認をしたときを除き、あらかじめその者の弁明を聴かなければならない。

3 同 上

（物納の要件）

第四十一条 税務署長は、納税義務者について第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）の規定により納付すべき相統税額を延納によつても金銭で納付することを困難とする事由がある場合においては、納税義務者の申請により、その納付を困難とする金額として政令で定める額を限度として、物納の許可をすることができ、この場合において、物納に充てる財産（以下「物納財産」という。）の性質、形状その他の特徴により当該政令で定める額を超える価額の物納財産を収納することについて、税務署長においてやむを得ない事情があると認めるときは、当該政令で定める額を超えて物納の許可をすることができ、

2 5 同 上

（物納の許可の取消し）

第四十八条 同 上

2・3 同 上

4 第二項の規定による物納の許可の取消しがあつた場合におけるこの法律、国税通則法その他の法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（延納又は物納に関する事務の引継ぎ）

第四十八条の三 国税通則法第四十三条第三項（国税の徴収の所轄庁）の規定によ

律第四十三条第三項（国税の徴収の所轄庁）の規定により国税局長が延納又は物納に関する事務の引継ぎを受けた場合におけるこの章の規定の適用については、同章中「税務署長」とあるのは、「国税局長」とする。

（相続時精算課税等に係る贈与税の申告内容の開示等）

第四十九条 相続又は遺贈（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。）により財産を取得した者は、当該相続又は遺贈により財産を取得した他の者（以下この項において「他の共同相続人等」という。）がある場合には、当該被相続人に係る相続税の期限内申告書、期限後申告書若しくは修正申告書の提出又は国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求が必要となるときに限り、他の共同相続人等が当該被相続人から当該相続の開始前三年以内に取得した財産又は他の共同相続人等が当該被相続人から取得した第二十一条の九第三項の規定の適用を受けた財産に係る贈与税の申告書に記載された贈与税の課税価格（当該贈与税について修正申告書の提出又は更正若しくは決定があつた場合には、当該修正申告書に記載された課税価格又は当該更正若しくは決定後の贈与税の課税価格）の合計額について、政令で定めるところにより、当該相続に係る被相続人の死亡の時ににおける住所地その他の政令で定める場所の所轄税務署長に開示の請求をすることができる。

2 省 略

（修正申告等に対する国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の適用に関する特則）

第五十条 省 略

2 第三十一条第二項の規定による修正申告書及び第三十五条第一項の更正に対する国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第三十一条第二項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十条（修正申告の効力）の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項（期限内申告書）に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第三十一条第二項に規定する提出期限後に提出されたもの

り国税局長が延納又は物納に関する事務の引継ぎを受けた場合におけるこの章の規定の適用については、同章中「税務署長」とあるのは、「国税局長」とする。

（相続時精算課税等に係る贈与税の申告内容の開示等）

第四十九条 相続又は遺贈（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。）により財産を取得した者は、当該相続又は遺贈により財産を取得した他の者（以下この項において「他の共同相続人等」という。）がある場合には、当該被相続人に係る相続税の期限内申告書、期限後申告書若しくは修正申告書の提出又は国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求が必要となるときに限り、他の共同相続人等が当該被相続人から当該相続の開始前三年以内に取得した財産又は他の共同相続人等が当該被相続人から取得した第二十一条の九第三項の規定の適用を受けた財産に係る贈与税の申告書に記載された贈与税の課税価格（当該贈与税について修正申告書の提出又は更正若しくは決定があつた場合には、当該修正申告書に記載された課税価格又は当該更正若しくは決定後の贈与税の課税価格）の合計額について、政令で定めるところにより、当該相続に係る被相続人の死亡の時ににおける住所地その他の政令で定める場所の所轄税務署長に開示の請求をすることができる。

2 同 上

（修正申告等に対する国税通則法の適用に関する特則）

第五十条 同 上

2 第三十一条第二項の規定による修正申告書及び第三十五条第一項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第三十一条第二項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条（修正申告の効力）の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項（期限内申告書）に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第三十一条第二項に規定する提出期限後に提出されたもの

及び当該更正については、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二章から第七章まで（国税の納付義務の確定等）の規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「相統税法第三十一条第二項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号（延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例）並びに第六十五条第一項及び第三項（過少申告加算税）中「期限内申告書」とあるのは「相統税法第二十七条若しくは第二十九条の規定による申告書又はこれらの申告書に係る期限後申告書」とする。

三 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第六十一条第一項第二号及び第六十六条（無申告加算税）の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正（第三十一条第一項に規定する決定を受けた場合における当該修正申告書及び更正を除く。）には、適用しない。

（延滞税の特則）

第五十一条 延納の許可があつた場合における相統税及び贈与税に係る延滞税については、その相統税額又は贈与税額のうち当該延納の許可を受けたものとその他のものとに区分し、さらに当該延納の許可を受けたものを各分納税額ごとに区分して、それぞれの税額ごとに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の延滞税に関する規定を適用する。この場合においては、当該延納の許可を受けた税額のうち同法第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）の規定により納付すべきものがあるときは、当該納付すべき税額に係る延滞税のうち第三十三条の規定による納期限の翌日から同項の規定による納期限又は納付すべき日までの期間に対応するものとその他のものとに区分し、さらに当該その他のものについては各分納税額ごとに区分するものとする。

2 次の各号に掲げる相統税については、当該各号に定める期間は、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第六十条第二項（延滞税）の規定による延滞税の計算の基礎となる期間に算入しない。

一 相統又は遺贈により財産を取得した者が、次に掲げる事由による期限後申告書又は修正申告書を提出したことにより納付すべき相統税額 第三十三条の規定による納期限の翌日からこれらの申告書の提出があつた日までの期間

イ・ロ 省略

ハ 第三十二条第一項第一号から第六号までに規定する事由が生じたこと。

二 相統又は遺贈により財産を取得した者について、次に掲げる事由により更正

及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章まで（国税の納付義務の確定等）の規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「相統税法第三十一条第二項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号（延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例）並びに第六十五条第一項及び第三項（過少申告加算税）中「期限内申告書」とあるのは「相統税法第二十七条若しくは第二十九条の規定による申告書又はこれらの申告書に係る期限後申告書」とする。

三 国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条（無申告加算税）の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正（第三十一条第一項に規定する決定を受けた場合における当該修正申告書及び更正を除く。）には、適用しない。

（延滞税の特則）

第五十一条 延納の許可があつた場合における相統税及び贈与税に係る延滞税については、その相統税額又は贈与税額のうち当該延納の許可を受けたものとその他のものとに区分し、さらに当該延納の許可を受けたものを各分納税額ごとに区分して、それぞれの税額ごとに国税通則法の延滞税に関する規定を適用する。この場合においては、当該延納の許可を受けた税額のうち同法第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）の規定により納付すべきものがあるときは、当該納付すべき税額に係る延滞税のうち第三十三条の規定による納期限の翌日から同項の規定による納期限又は納付すべき日までの期間に対応するものとその他のものとに区分し、さらに当該その他のものについては各分納税額ごとに区分するものとする。

2 次の各号に掲げる相統税については、当該各号に定める期間は、国税通則法第六十条第二項（延滞税）の規定による延滞税の計算の基礎となる期間に算入しない。

一同上

イ・ロ 同上

ハ 第三十二条第一号から第六号までに規定する事由が生じたこと。

二 相統又は遺贈により財産を取得した者について、次に掲げる事由により更正

又は決定があつた場合における当該更正又は決定により納付すべき相統税額
第三十三条の規定による納期限の翌日から当該更正又は決定に係る国税に係る
共通的手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十八条第一項（更
正又は決定の手続）に規定する更正通知書又は決定通知書を発した日（ハに掲
げる事由による更正又は決定の場合にあつては、これらの通知書を発した日と
当該事由の生じた日の翌日から起算して四月を経過する日とのいずれか早い日
。第五十二条第一項第一号及び第五十三条第一項において同じ。）までの期間
イ・ロ 省略

ハ 第三十二条第一項第一号から第六号までに規定する事由が生じたこと。

3 次の各号に掲げる贈与税については、当該各号に定める期間は、国税に係る共
通的手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第六十条第二項の規定によ
る延滞税の計算の基礎となる期間に算入しない。

一 第二十一条の二第四項の規定の適用を受けていた者が、第三十二条第一項第
一号から第六号までに規定する事由が生じたことにより相続又は遺贈による財
産の取得をしないこととなつたため期限後申告書又は修正申告書を提出したこ
とにより納付すべき贈与税額 第三十三条の規定による納期限の翌日からこれ
らの申告書の提出があつた日までの期間

二 第二十一条の二第四項の規定の適用を受けていた者について、第三十二条第
一項第一号から第六号までに規定する事由が生じたことにより相続又は遺贈に
よる財産の取得をしないこととなつたため更正又は決定があつた場合における
当該更正又は決定により納付すべき贈与税額 第三十三条の規定による納期限
の翌日から当該更正又は決定に係る国税に係る共通の手続並びに納税者の権
利及び義務に関する法律第二十八条第一項に規定する更正通知書又は決定通知
書を発した日と当該事由の生じた日の翌日から起算して四月を経過する日との
いずれか早い日までの期間

4 国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十五条
第二項の規定により納付すべき相統税額又は贈与税額につき延納の許可を受けた
者は、当該延納税額に係る延滞税で第三十三条の規定による納期限の翌日から同
項の規定による納期限又は納付すべき日までの期間に対応するものを、当該延納
に係る第一回に納付すべき分納税額に併せて納付しなければならない。

第五十一条の二 連帯納付義務者が第三十四条第一項の規定により相続税を納付す
る場合における当該相続税に併せて納付すべき延滞税については、当該連帯納付

又は決定があつた場合における当該更正又は決定により納付すべき相統税額
第三十三条の規定による納期限の翌日から当該更正又は決定に係る国税通則法
第二十八条第一項（更正又は決定の手続）に規定する更正通知書又は決定通知
書を発した日（ハに掲げる事由による更正又は決定の場合にあつては、これら
の通知書を発した日と当該事由の生じた日の翌日から起算して四月を経過する
日とのいずれか早い日。第五十二条第一項第一号及び第五十三条第一項におい
て同じ。）までの期間
イ・ロ 同上

ハ 第三十二条第一号から第六号までに規定する事由が生じたこと。

3 次の各号に掲げる贈与税については、当該各号に定める期間は、国税通則法第
六十条第二項の規定による延滞税の計算の基礎となる期間に算入しない。

一 第二十一条の二第四項の規定の適用を受けていた者が、第三十二条第一号か
ら第六号までに規定する事由が生じたことにより相続又は遺贈による財産の取
得をしないこととなつたため期限後申告書又は修正申告書を提出したことによ
り納付すべき贈与税額 第三十三条の規定による納期限の翌日からこれらの申
告書の提出があつた日までの期間

二 第二十一条の二第四項の規定の適用を受けていた者について、第三十二条第
一項第一号から第六号までに規定する事由が生じたことにより相続又は遺贈に
よる財産の取得をしないこととなつたため更正又は決定があつた場合における当
該更正又は決定により納付すべき贈与税額 第三十三条の規定による納期限の翌
日から当該更正又は決定に係る国税通則法第二十八条第一項に規定する更正通知
書又は決定通知書を発した日と当該事由の生じた日の翌日から起算して四月を
経過する日とのいずれか早い日までの期間

4 国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき相統税額又は贈与税額に
つき延納の許可を受けた者は、当該延納税額に係る延滞税で第三十三条の規定に
よる納期限の翌日から同項の規定による納期限又は納付すべき日までの期間に
対応するものを、当該延納に係る第一回に納付すべき分納税額に併せて納付しな
ければならない。

第五十一条の二 同上

義務者がその延滞税の負担を不当に減少させる行為をした場合を除き、次に定めるところによる。

一 連帯納付義務者は、納付基準日（第三十四条第七項の納付通知書が発せられた日の翌日から二月を経過する日又は同条第九項の督促に係る督促状が発せられた日のいずれか早い日をいう。以下この項において同じ。）までに同条第一項の規定により相統税を納付する場合には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める期間（次条第四項又は第五十三条の規定により利子税を納付すべき期間を除く。）に対応する部分の延滞税に代え、当該期間に対応する部分の利子税を併せて納付しなければならない。

イ 当該相統税について延納の許可を受けていた場合 次に定める期間

(1) 省 略

(2) 当該相統税が国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）の規定により納付すべき税額に相当するものである場合には、当該相統税の第三十三条の規定による納期限の翌日から同項の規定による納期限又は納付すべき日までの期間

ロ 省 略

二・三 省 略

2 省 略

3 連帯納付義務者が第一項の規定により納付する利子税については、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第六十四条第二項及び第三項（利子税）の規定を準用する。

（延納等に係る利子税）

第五十二条 延納の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、分納税額に併せて当該各号に掲げる利子税を納付しなければならない。

一 第一回到納付すべき分納税額を納付する場合には、当該延納税額を基礎とし、当該延納の許可を受けた相統税額又は贈与税額の第三十三条又は国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）の規定による納期限又は納付すべき日（第五十一条第二項第一号の規定に該当する場合には同号に規定する期限後申告書又は修正申告書を提出した日とし、同項第二号の規定に該当する場合には同号に規定する更正通知書又は決定通知書を発した日とする。第四項において

一同上

イ 同上

(1) 同上

(2) 当該相統税が国税通則法第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）の規定により納付すべき税額に相当するものである場合には、当該相統税の第三十三条の規定による納期限の翌日から同項の規定による納期限又は納付すべき日までの期間

ロ 同上

二・三 同上

2 同上

3 連帯納付義務者が第一項の規定により納付する利子税については、国税通則法第六十四条第二項及び第三項（利子税）の規定を準用する。

（延納等に係る利子税）

第五十二条 同上

一 第一回到納付すべき分納税額を納付する場合には、当該延納税額を基礎とし、当該延納の許可を受けた相統税額又は贈与税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）の規定による納期限又は納付すべき日（第五十一条第二項第一号の規定に該当する場合には同号に規定する期限後申告書又は修正申告書を提出した日とし、同項第二号の規定に該当する場合には同号に規定する更正通知書又は決定通知書を発した日とする。第四項において同じ。）の翌日から当該分納税額の納期限までの期間に

同じ。)の翌日から当該分納税額の納期限までの期間に応じ、年六・六パーセントの割合(次のイ又はロに掲げる延納相続税額については、それぞれイ又はロに定める割合。次号において「利子税の割合」という。)を乗じて算出した金額に相当する利子税

イ・ロ 省 略

二 省 略

2・3 省 略

4 相続若しくは遺贈又は贈与により財産を取得した者について、第三十九条第二項(同条第二十六項又は第四十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による延納の申請の却下があつた場合又は第三十九条第十二項(同条第二十六項又は第四十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により延納の申請を取り下げたものとみなされる場合には、当該取得した者は、当該申請の却下又は取下げに係る相続税額又は贈与税額の第三十三条又は国税に係る共通的手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から第三十九条第二項の規定による当該延納の申請の却下があつた日又は同条第十二項の規定により当該延納の取下げがあつたものとみなされる日までの期間につき、当該相続税額又は贈与税額を基礎とし、当該期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額に相当する利子税を納付しなければならない。

5 省 略

(物納等に係る利子税)

第五十三条 第四十二条第二項(第四十五条第二項において準用する場合を含む。

以下この条において同じ。)の規定による物納の許可を受けた者は、当該物納に係る相続税額の第三十三条又は国税に係る共通的手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十五条第二項(申告納税方式による国税等の納付)の規定による納期限又は納付すべき日(第五十一条第二項第一号の規定に該当する場合には同号に規定する期限後申告書又は修正申告書を提出した日とし、同項第二号の規定に該当する場合には同号に規定する更正通知書又は決定通知書を発した日とする。次項において同じ。)の翌日から第四十三条第二項(第四十五条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により納付があつたものとされた日までの期間につき、当該相続税額を基礎とし、当該期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額に相当する利子税を納付しな

応じ、年六・六パーセントの割合(次のイ又はロに掲げる延納相続税額については、それぞれイ又はロに定める割合。次号において「利子税の割合」という。)を乗じて算出した金額に相当する利子税

イ・ロ 同 上

二 同 上

2・3 同 上

4 相続若しくは遺贈又は贈与により財産を取得した者について、第三十九条第二項(同条第二十六項又は第四十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による延納の申請の却下があつた場合又は第三十九条第十二項(同条第二十六項又は第四十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により延納の申請を取り下げたものとみなされる場合には、当該取得した者は、当該申請の却下又は取下げに係る相続税額又は贈与税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から第三十九条第二項の規定による当該延納の申請の却下があつた日又は同条第十二項の規定により当該延納の取下げがあつたものとみなされる日までの期間につき、当該相続税額又は贈与税額を基礎とし、当該期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額に相当する利子税を納付しなければならない。

5 同 上

(物納等に係る利子税)

第五十三条 第四十二条第二項(第四十五条第二項において準用する場合を含む。

以下この条において同じ。)の規定による物納の許可を受けた者は、当該物納に係る相続税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項(申告納税方式による国税等の納付)の規定による納期限又は納付すべき日(第五十一条第二項第一号の規定に該当する場合には同号に規定する期限後申告書又は修正申告書を提出した日とし、同項第二号の規定に該当する場合には同号に規定する更正通知書又は決定通知書を発した日とする。次項において同じ。)の翌日から第四十三条第二項(第四十五条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により納付があつたものとされた日までの期間につき、当該相続税額を基礎とし、当該期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額に相当する利子税を納付しなければならない。

ればならない。

2 省 略

3 第四十六条第三項の規定による物納の撤回の承認を受けた者は、前二項の規定にかかわらず、その物納の撤回に係る相統税額の納付に併せて、次の各号に掲げる相統税額の区分に応じ、当該各号に定める期間につき、次項で定めるところにより計算した金額に相当する利子税を納付しなければならない。

一 第四十六条第十項の規定による通知に係る相統税額 当該相統税額の第三十三条又は国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から当該相統税額を納付した日までの期間

二 第四十七条第三項の規定による延納の許可を受けた相統税額 イ及びロに掲げる期間

イ 第四十七条第三項の規定による延納の許可を受けた相統税額の第三十三条又は国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から当該延納の許可を受けた日までの期間

ロ 省 略

4 前項に規定する金額は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 前項第一号に定める期間 同号に掲げる相統税額を基礎とし、当該相統税額の第三十三条又は国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から当該相統税額を納付した日までの期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額

二 前項第二号に定める期間 イ又はロに掲げる期間の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額

イ 前項第二号イに掲げる期間 第四十七条第三項の規定による延納の許可を受けた相統税額を基礎とし、当該相統税額の第三十三条又は国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から当該延納の許可を受けた日までの期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額

ロ 前項第二号ロに掲げる期間 前条第一項第一号中「又は贈与税額の第三十三条又は国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律

2 同上

3 同上

一 第四十六条第十項の規定による通知に係る相統税額 当該相統税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から当該相統税額を納付した日までの期間

二 同上

イ 第四十七条第三項の規定による延納の許可を受けた相統税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から当該延納の許可を受けた日までの期間

ロ 同上

4 同上

一 前項第一号に定める期間 同号に掲げる相統税額を基礎とし、当該相統税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から当該相統税額を納付した日までの期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額

二 同上

イ 前項第二号イに掲げる期間 第四十七条第三項の規定による延納の許可を受けた相統税額を基礎とし、当該相統税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から当該延納の許可を受けた日までの期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額

ロ 前項第二号ロに掲げる期間 前条第一項第一号中「又は贈与税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）

第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）の規定による納期限又は納付すべき日（前条第二項第一号の規定に該当する場合には同号に規定する期限後申告書又は修正申告書を提出した日とし、同項第二号の規定に該当する場合には同号に規定する更正通知書又は決定通知書を発した日とする。第四項において同じ。）とあるのは、「に係る第四十七条第三項の規定による延納の許可を受けた日」として、同条の規定に準じて算出した金額

5 省 略

6 相続又は遺贈により財産を取得した者について、第四十二条第二項の規定による物納の申請の却下があつた場合（当該物納に係る相続税について第四十四条第二項において準用する第三十九条第一項の規定による延納の申請をした場合を除く。）又は第四十二条第十項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により物納の申請を取り下げたものとみなされる場合には、当該取得した者は、当該申請の却下又は取下げに係る相続税額の第三十三条又は国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から第四十二条第二項の規定による当該物納の申請の却下があつた日又は同条第十項の規定により物納の申請を取り下げたものとみなされる日（第四十五条第二項において準用する第四十二条第二項又は第十項の規定の適用がある場合には、これらの規定による却下があつた日又は取り下げたものとみなされる日）までの期間につき、当該相続税額を基礎とし、当該期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額に相当する利子税を納付しなければならない。

7 第四十八条第二項（第四十八条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により物納の許可の取消しを受けた者は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該取消しに係る相続税額の第三十三条又は国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日（第四十八条の二第六項において準用する第四十八条第二項の規定により物納の許可の取消しがあつた場合には、第四十八条の二第六項において準用する第四十三条第二項の規定により納付があつたものとされた日）の翌日から当該取消しのあつた日までの期間につき、当該相続税額を基礎とし、当該期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額に相当する利子税を納付しなければならない。この場合において、当該取消しに係る物納財産につき当該物納財産に係る第四十三条第二項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により納付があつたものとされた日の翌日から当該取消しのあつた

の規定による納期限又は納付すべき日（前条第二項第一号の規定に該当する場合には同号に規定する期限後申告書又は修正申告書を提出した日とし、同項第二号の規定に該当する場合には同号に規定する更正通知書又は決定通知書を発した日とする。第四項において同じ。）とあるのは、「に係る第四十七条第三項の規定による延納の許可を受けた日」として、同条の規定に準じて算出した金額

5 同 上

6 相続又は遺贈により財産を取得した者について、第四十二条第二項の規定による物納の申請の却下があつた場合（当該物納に係る相続税について第四十四条第二項において準用する第三十九条第一項の規定による延納の申請をした場合を除く。）又は第四十二条第十項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により物納の申請を取り下げたものとみなされる場合には、当該取得した者は、当該申請の却下又は取下げに係る相続税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から第四十二条第二項の規定による当該物納の申請の却下があつた日又は同条第十項の規定により物納の申請を取り下げたものとみなされる日（第四十五条第二項において準用する第四十二条第二項又は第十項の規定の適用がある場合には、これらの規定による却下があつた日又は取り下げたものとみなされる日）までの期間につき、当該相続税額を基礎とし、当該期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額に相当する利子税を納付しなければならない。

7 第四十八条第二項（第四十八条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により物納の許可の取消しを受けた者は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該取消しに係る相続税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日（第四十八条の二第六項において準用する第四十八条第二項の規定により物納の許可の取消しがあつた場合には、第四十八条の二第六項において準用する第四十三条第二項の規定により納付があつたものとされた日）の翌日から当該取消しのあつた日までの期間につき、当該相続税額を基礎とし、当該期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額に相当する利子税を納付しなければならない。この場合において、当該取消しに係る物納財産につき当該物納財産に係る第四十三条第二項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により納付があつたものとされた日の翌日から当該取消しのあつた日までの期間内に國が取得した、又は取得すべき賃貸料

日までの期間内に国が取得した、又は取得すべき賃貸料その他の利益に相当する金額（国が当該物納財産につき有益費を支出した場合には、当該有益費の額に相当する金額を控除した金額）を返還するものとする。

8 省 略

（未分割遺産に対する課税）

第五十五条 相続若しくは包括遺贈により取得した財産に係る相続税について申告書を提出する場合又は当該財産に係る相続税について更正若しくは決定をする場合において、当該相続又は包括遺贈により取得した財産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていないときは、その分割されていない財産については、各共同相続人又は包括受遺者が民法（第九百四条の二（寄与分）を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従つて当該財産を取得したものととしてその課税価格を計算するものとする。ただし、その後において当該財産の分割があり、当該共同相続人又は包括受遺者が当該分割により取得した財産に係る課税価格が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つて計算された課税価格と異なることとなつた場合においては、当該分割により取得した財産に係る課税価格を基礎として、納税義務者において申告書を提出し、若しくは第三十二条第一項に規定する更正の請求をし、又は税務署長において更正若しくは決定をすることを妨げない。

（調書の提出）

第五十九条 省 略

215 省 略

6 第四項の規定により行われた記載事項の提供及び前項の規定により行われた光ディスク等の提出については、第一項又は第二項の規定による調書の提出とみなして、これらの規定及び第七十条の規定並びに国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七章の二（国税の調査）及び第二百二十七条（罰則）の規定を適用する。

第六十条 削除

その他の利益に相当する金額（国が当該物納財産につき有益費を支出した場合には、当該有益費の額に相当する金額を控除した金額）を返還するものとする。

8 同 上

（未分割遺産に対する課税）

第五十五条 相続若しくは包括遺贈により取得した財産に係る相続税について申告書を提出する場合又は当該財産に係る相続税について更正若しくは決定をする場合において、当該相続又は包括遺贈により取得した財産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていないときは、その分割されていない財産については、各共同相続人又は包括受遺者が民法（第九百四条の二（寄与分）を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従つて当該財産を取得したものととしてその課税価格を計算するものとする。ただし、その後において当該財産の分割があり、当該共同相続人又は包括受遺者が当該分割により取得した財産に係る課税価格が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つて計算された課税価格と異なることとなつた場合においては、当該分割により取得した財産に係る課税価格を基礎として、納税義務者において申告書を提出し、若しくは第三十二条の更正の請求をし、又は税務署長において更正若しくは決定をすることを妨げない。

（調書の提出）

第五十九条 同 上

215 同 上

6 第四項の規定により行われた記載事項の提供及び前項の規定により行われた光ディスク等の提出については、第一項又は第二項の規定による調書の提出とみなして、これらの規定並びに次条第一項及び第七十条の規定を適用する。

（当該職員の質問検査権）

第六十条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、相続税若しくは贈与税に関する調査又は相続税若しくは贈与税の徴収について必要があるときは、次の各号に掲げる者に質問し、又は第一号に掲げる者の財産若しくはその財産に関する帳簿

書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条及び第七十条第三号において同じ。）その他の物件を検査することができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者

二 前条の規定による調査を提出した者又はその調査を提出する義務があると認められる者

三 納税義務者又は納税義務があると認められる者に対し、債権若しくは債務を有していたと認められる者又は債権若しくは債務を有すると認められる者

四 納税義務者又は納税義務があると認められる者が株主若しくは出資者であつたと認められる法人又は株主若しくは出資者であると認められる法人

五 納税義務者又は納税義務があると認められる者に対し、財産を譲渡したと認められる者又は財産を譲渡する義務があると認められる者

六 納税義務者又は納税義務があると認められる者から、財産を譲り受けたと認められる者又は財産を譲り受ける権利があると認められる者

七 納税義務者又は納税義務があると認められる者の財産を保管したと認められる者又はその財産を保管すると認められる者

2 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定の納税義務者又は納税義務があると認められる者に係る相続税若しくは贈与税に関する調査又は当該相続税若しくは贈与税の徴収について必要があるときは、公証人の作成した公正証書の原本のうち当該納税義務者又は当該納税義務があると認められる者に関する部分の閲覧を求め、又はその内容について公証人に質問することができる。

3 当該職員は、第一項の規定により質問し、若しくは検査する場合又は前項の規定により閲覧を求め、若しくは質問する場合においては、その身分を示す証票を携帯し、利害関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（官公署等への協力要請）

第六十条の二 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、相続税又は贈与税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めること